

静岡県看護協会における研修実施の基本方針

令和2年4月16日に全国を対象に緊急事態宣言が発令され、期間が5月31日まで延長された。それを受け、当協会の研修は7月中まで開催しないこととした。COVIDに関する情報は、日々状況が変化していくため、定期的に最新の情報を提供する。この方針は、5月14日の内閣府の通知に基づいている。

1. 研修実施の基本方針

感染拡大の防止を最優先とする。感染予防は3つの条件（密閉、密集、密接：「3密」）が重なることを徹底的に回避する。同時に衛生管理を徹底する。

1) 密閉

研修室のこまめな換気を実施する。

- ① 研修中はドアを開放しておく。2箇所ドアがあれば空気の流れを作るため2箇所開放する。
- ② 研修の妨げにならないように、研修室前の廊下にスクリーンを置き、研修室前は静粛にする。
- ③ 受講者には衣服等による体温調節を促す。場合により、研修室にサーキュレーターを設置する。

2) 密集

研修中の講義活動について配慮する。

- ① 担当者は、静岡県看護協会研修室受講者人数の目安を参考に受講者数を調整する。
- ② 座席は、受講者同士2メートルの距離を空けて、隣と接近したり対面的な座席は当面の間避ける。
空間を空けることが不可能であれば、まっすぐ1列にせず、横1列ずつ交互にずらし縦横の距離がとれる工夫をする。

3) 密接

研修活動上、近距離での討議等が必要な場面も生じることが考えられるため、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットとマスクを装着する。

- ① 受講者は、マスクをつける。
- ② 研修の主体を全部対話型で進めていくことは控えるように講師と調整する。
- ③ 受講者同士の意見交換や講師への質問の機会を確保する。
- ④ 席が対面にならないよう配置する。受講者間の密な接触を避けるため、座席の移動は禁止する。
- ⑤ 昼食は対面で会話しながら食べることは避ける。全員が前を向いた形での食事時間を過ごす。
- ⑥ 受付時や洗面所の使用は、1メートルの間を空けるように協力を依頼する。

4) 体調管理および衛生管理について

- ① 受講決定用紙に、マスクの使用を連絡する。また、次ページの「入館問診票」を講師と受講者に郵送し、研修当日に持参するよう連絡する。体温計測を研修日の1日前から実施し体温が37.5度以上、倦怠感や咳等の症状がある場合は受講できないことを明記する。なお、受講決定用紙を使用しない場合は、受講のお知らせにマスクの使用、体温測定、そして、入館問診票の健康状態について受付で確認する旨を記載する。
- ② 研修当日の受付で、体温を測定する。研修室にはアルコール手指消毒を設置する。
- ③ 適宜、手洗い、咳エチケットを励行する。研修室に入る前に手洗いまたはアルコール手指消毒を行う。
- ④ 荷物は研修室の床に直置きしないで、空いている机や椅子を利用する。

5) 研修中のPPEの使用について

- ① 受講者は、受講中飛沫の飛散を予防するためマスクを使用する。
- ② 講師と研修担当者は飛沫の飛散予防のために、マスクと必要時フェイスシールドを使用する。透明ボードによるパーティション内で講義する際は、マスクおよびフェイスシールドの使用は不要とする。

6) 授業欠席のルール

体温が37.5度以上、または、【 】内の症状が見られた場合は、欠席する旨を看護協会研修担当者に事前に連絡を入れる。 【発熱、倦怠感や息苦しさを感ずる症状や風邪の症状など感染症が疑われるもの】